

## 役員等の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人八代保育園の役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員）の報酬等に関する取扱いについて定める。

(報酬等)

第2条 報酬等の額については、次のとおりとする。

① 理事、監事

理事、監事には、次の費用弁償（日額）を支払う。

|                 |    |        |
|-----------------|----|--------|
| 理事会、監事会への出席     | 1回 | 5,000円 |
| 評議員会への出席        | 1回 | 3,000円 |
| 評議員選任・解任委員会への出席 | 1回 | 2,000円 |

② 理事長

理事長には、次の費用弁償（日額）を支払う。

|           |    |        |
|-----------|----|--------|
| 八代保育園への出勤 | 1回 | 5,000円 |
| 研修会等への出席  | 1回 | 5,000円 |

ただし、月1万円を上限に支払う。

③ 評議員

評議員には、次の費用弁償（日額）を支払う。

|          |    |        |
|----------|----|--------|
| 評議員会への出席 | 1回 | 3,000円 |
|----------|----|--------|

④ 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員には、次の費用弁償（日額）を支払う。

|                 |    |        |
|-----------------|----|--------|
| 評議員選任・解任委員会への出席 | 1回 | 2,000円 |
|-----------------|----|--------|

2 出張に関する旅費、日当（管外等のみ）については、職員旅費支給規則を準用する。

(附則)

この規則は、平成29年4月1日から改正実施する。